4　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

ⓐ　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）のほかに契約担当官等の交付する入札説明書に基づく当該物品の仕様データ等を作成し、所定の受領期限までに入札書類データとともに上記３⑵に示すＵＲＬに電子調達システムを利用して提出しなければならない。

ⓑ　紙入札方式により参加を希望する者は、契約担当官等の交付する入札説明書に基づく当該物品の仕様を記載した書類を作成し、これを必要な証明書とともに所定の受領期限までに提出しなければならない。

なお、ⓐ、ⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において契約担当官等から提出書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　①予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求案件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案した入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取り引きの秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって申込みをした者を落札者とする。②予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

⑼　本調達は、令和２年度予算の成立を条件とする。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : MATSUMOTO Katsutoshi, Director-General of Administration Department, Japan Meteorological Agency

⑵　Classification of the products to be procured : ①14, 71, 27 ②26

⑶　Nature and quantity of the products to be leased or procured :

①　Production and maintenance of the volcanic ash advisory and ash fall forecast distribution system (VAFS), installation of VAFS into the JMA information system infrastructure, and the procurement, lease, maintenance and setting of the VAFS client system 1 set

②　Purchase of Helium Gas and Repair of Equipment 1 set

⑷　Fulfillment period : ①as per the Specifications ②6 November 2020

⑸　Fulfillment place : as per the Specifications

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall

ⓐ　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

ⓑ　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

ⓒ　have “Manufacturing”, “Selling” or “Offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure and Transport (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019／2020／2021, and have qualification for participating in competition of the Kanto・Koushin-etu region,

ⓓ　①meet the qualification Requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of Cabinet Order.

ⓔ　①prove to have the ability to lease the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice leased by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the lease products.

ⓕ　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.geps.go.jp/

⑺　Time-limit for tender :

①　14 : 00　8 April 2020

②　10 : 00　6 April 2020

⑻　Contact point for the notice : YOSHIDA Shouji, Second Contract Section, Office of Procurement, General Affairs Division, Japan Meteorological Agency, 1―3―4 Otemachi, Chiyoda-Ku Tokyo 100―8122 Japan TEL 03―3212―8341 Ext. ①2578 ②2577

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年２月13日

支出負担行為担当官

海上保安庁次長　上原　　淳

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

①特庁契第1150号　②特機契第19083号　③特機契第19096号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　①24　②③11

⑵　購入等件名及び数量

①　ソフトウェア（海底地形処理）12個ほか５点買入

②　6,600kWディーゼル機関（1,000トン型巡視船用）２基ほか６点製造

③　4,400kWディーゼル機関４基ほか６点製造

⑶　調達案件及び仕様等　仕様書による。

⑷　納入期限

①　令和２年３月25日

②　令和４年２月28日

③　令和４年12月23日

⑸　納入場所

①　海上保安庁海洋情報部海洋調査課

②　1,000トン型巡視船建造請負造船所、海上保安庁

③　3,500トン型巡視船建造請負造船所、海上保安庁

⑹　入札方法　総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。